$\langle \langle$ 

# 髙和果公報

 発
 行

 高
 知
 県

 高
 知
 力
 内

 一
 丁
 目
 2
 8
 ぞ
 行
 日

 毎
 週
 2
 回

 (火曜日・金曜日)

目 次

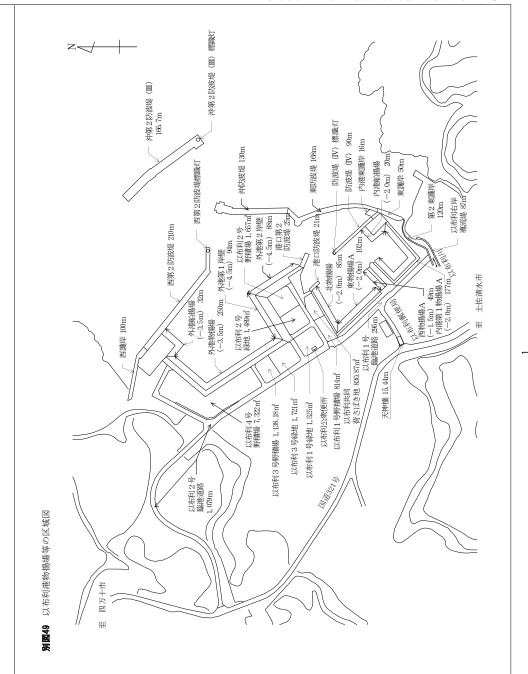
	目	次						
規則								ページ
◎高知県港	<b>き湾施</b> 認	と 管理条例	前施行規則	の一音	『を引	女正で	する規	Į
則								1
告 示								
◎県税に係	系る徴収	2金の収約	事務の委	託	(税	務	課)	2
○漁獲共済	の同意	成立(第	第2号漁業》	)	(水產	至政策	(表課)	2
○基本測量	量の実施	匠の通知	(2件)		(用均	也対象	頛課)	2
○公共測量	量の実施	匠の通知	(3件)		(	"	)	2
○公共測量	量の終了	の通知			(	"	)	3
◎急傾斜地	<b>心崩壊危</b>	〕険区域∂	)指定		(防災	(後砂)	方課)	3
○道路の図	区域変更	Ĺ			(道	路	課)	3
◎告示(港	<b>达湾施</b> 認	どの概要)	の一部改	正	(港湾	弯・治	毎岸	
					課)			4
公 告								
○令和2年	三度職業	訓練指導	算員試験の	実施	(雇月	月労信	動政	
					策訓	果)		4
高知県人事委	員会告	示示						
◎告示(□	1頭によ	る開示語	青求を行う	ことか	ぶでき	きる作	固人情	Ī
報) の-	一部改正	-						5
その他								
○令和2年	医定行政	<b>大書士試験</b>	食の実施		(法社	务文言	書課)	5
		規		則				
	<b></b>							
	<b>逐施設</b> 管	<b>下理条例</b> 旅	宣行規則の-	一部を	と改工	E する	る規則	をここ
に公布する。								
令和2年	三7月10	) 目		宣知順	· ,			少司

高知県知事 濵田 省司

#### 高知県規則第48号

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則 高知県港湾施設管理条例施行規則(昭和29年高知県規則第51 号)の一部を次のように改正する。

別表第2の別図49を次のように改める。



#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 告 示

#### 高知県告示第546号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項の規定に基づき県税に係る徴収金(以下「徴収金」という。)の収納事務を次のとおり委託したので、同条第6項において準用する同令第158条第2項の規定により告示する。

会和2年7月10日

高知県知事 濵田 省司

委託した	委託した者委託の内容			
所在地	名称	安武の内容	委託期間	
東京都中央区日本 橋本石町四丁目 6 番 7 号	地銀ネットワ ークサービス 株式会社	徴収金の収 納事務の取 りまとめ	令和2年4 月1日から 令和3年3 月31日まで	
東京都千代田区二番町8番地8	株式会社セブ ンーイレブン ・ジャパン	直営店舗及 び加盟店舗 における徴 収金の収納 事務	n	
東京都品川区大崎一丁目11番2号	株式会社ローソン	II	II	
東京都港区芝浦三丁目1番21号	株式会社ファ ミリーマート	JJ	II	
東京都千代田区岩 本町三丁目10番1 号	山崎製パン株 式会社	II	II	
千葉県千葉市美浜 区中瀬一丁目5番 地1	ミニストップ 株式会社	II	II	
広島県広島市安佐 北区安佐町大字久 地665番地の1	株式会社ポプラ	II	II	

東京都中央区日本橋一丁目1番1号	国分グローサ ーズチェーン 株式会社	II	II
北海道札幌市中央 区南九条西五丁目 421番地	株式会社セイコーマート	II	II
東京都港区港南一丁目8番27号	株式会社しん きん情報サー ビス	II	II

#### 高知県告示第547号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

令和2年7月10日

高知県知事 濵田 省司

#### 区域及び区分

- 1 高知県漁業協同組合の地区のうち旧甲浦漁業協同組合の地区 小型まぐろ漁業
- 2 高知県漁業協同組合の地区のうち旧権名漁業協同組合の地区、旧三津漁業協同組合の地区及び旧高岡漁業協同組合の地区 大型定置漁業
- 3 高知県漁業協同組合の地区のうち旧室戸漁業協同組合の地区 のうちの室戸市行当の区域

小型まぐろ漁業

#### 高知県告示第548号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を令和2年6月12日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示する。

令和2年7月10日

高知県知事 濵田 省司

- 1 作業種類
  - 基本測量(電子基準点測量成果の算出)
- 2 作業期間
  - 令和2年6月1日から令和3年3月31日まで
- 3 作業地域

高岡郡中土佐町

#### 高知県告示第549号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を令和2年6月24日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示する。

令和2年7月10日

高知県知事 濵田 省司

作業種類

基本測量(防災対策地域水準測量)

2 作業期間

令和2年7月17日から令和3年2月28日まで

3 作業地域

宿毛市、土佐清水市及び幡多郡大月町

#### 高知県告示第550号

安芸市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和2 年6月12日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39 条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和2年7月10日

高知県知事 濵田 省司

1 作業種類

公共測量(デジタル航空写真撮影、写真地図作成)

2 作業期間

令和2年5月15日から同年8月30日まで

3 作業地域

安芸市、香南市及び安芸郡芸西村

#### 高知県告示第551号

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和2年6月24日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和2年7月10日

高知県知事 濵田 省司

1 作業種類

公共測量 (用地測量)

2 作業期間

令和2年6月15日から同年11月30日まで

3 作業地域

長岡郡本山町上関

#### 高知県告示第552号

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり公 共測量を実施する旨の通知を令和2年6月24日に受けたので、測 量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14 条第3項の規定により告示する。

令和2年7月10日

高知県知事 濵田 省司

1 作業種類

公共測量(3級基準点測量、4級基準点測量)

2 作業期間

令和2年7月1日から同年10月30日まで

3 作業地域

吾川郡仁淀川町橘

#### 高知県告示第553号

国土交通省四国地方整備局四国技術事務所長から令和2年1月高知県告示第41号(公共測量の実施の通知)で告示した公共測量が令和2年4月24日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和2年7月10日

高知県知事 濵田 省司

### 高知県告示第554号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律 第57号)第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を 急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県幡 多土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和2年7月10日

高知県知事 濵田 省司

四万十市ショウシン

(1) 標柱を設置した土地の地番

所在地	地番
四万十市田野川字法借庵	甲2326番 1
11 11 11	甲2330番
" 字北サコ山	甲2910番
11 11 11	甲2908番
" 字小北サコ	甲2309番
" " 字北サコ	甲2290番
11 11	甲2285番
	四万十市田野川字法借庵  " " " 字北サコ山  " " 字小北サコ  " " 字北サコ  " 字小北サコ

#### (2) 区域

標柱1から7までを順次に直線で結んだ線及び標柱7と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

#### 高知県告示第555号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年7月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年7月10日

高知県知事 濵田 省司

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 381号
- 3 道路の区域

区	間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万字清水463		前	6. 5	230
高岡郡四万字大坪520年		後	6. 5	230

#### 高知県告示第556号

昭和61年5月高知県告示第317号 (港湾施設の概要)の一部を次のように改正する。 令和2年7月10日

高知県知事 濵田 省司

表の以布利港の臨港交通施設の項中「延長310m」を「延長295m」に、

II .	以布利 2 号 臨港道路	延長1,079m	"
------	-----------------	----------	---

を

Γ.				
	II	以布利2号 臨港道路	延長1,079m	<i>II</i>
	II	天神橋	延長15.44m	IJ

に改める。

## -----

# 公 告

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第30条第1項の規 定により、令和2年度職業訓練指導員試験(以下「試験」とい う。)を次のとおり実施する。

令和2年7月10日

高知県知事 濵田 省司

1 試験を実施する職種

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。)別表第11に掲げる免許職種について、学科試験のうち指導方法のみを実施する。

2 試験の免除

省令第46条の表の上欄に掲げる者に該当する者については、 それぞれ同表の下欄に掲げる実技試験又は学科試験を免除す る。

3 受験資格

当該職種の実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除される者。ただし、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

- (1) 心身の故障により職業訓練指導員の業務を適正に行うことができない者として省令第42条の2に規定する者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者
- 4 試験日時

令和2年9月13日(日)午前10時から

5 試験場所

高知市仁井田1188 高知県立高知高等技術学校

- 6 受験手続
- (1) 受験申請書類
  - ア 受験申請書
  - イ 履歴書
  - ウ 受験資格を証する書類の写し
  - エ 写真(申請前6月以内に撮影した上半身、正面、無帽のもので、縦4センチメートル、横3センチメートルとし、 裏面に氏名を記載したもの)2枚(受験申請書及び写真票 に貼り付けること。)
- (2) 受験申請書類の提出期間

令和2年7月20日(月)から同月31日(金)まで なお、郵送による場合は、簡易書留によるものとし、令和 2年7月31日付けの消印のあるものまで受け付ける。

(3) 受験申請書類の提出先

高知市仁井田1188 高知県立高知高等技術学校

(4) 受験手数料

4

3,100円 (高知県収入証紙を受験申請書の所定の欄に貼り付けること。)

なお、受験申請書を受け付けた後は、受験手数料の返還は 行わない。

#### (5) 受験票

受験申請書を受理したときは、後日受験票を送付するので、受験当日必ず持参すること。

#### 7 合否判定の基準

学科試験のうち指導方法について満点の6割以上の得点がある場合は、合格とする。

#### 8 合格発表

令和2年10月2日(金)に合格者の受験番号を高知県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、合格者に通知する。

また、高知県立高知高等技術学校のホームページ (http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151304/) において、合格者の受験番号を公表する。

#### 9 その他

- (1) 受験申請書(写真票を含む。以下同じ。) は、高知県立 高知高等技術学校において交付する。
- (2) 受験申請書の郵送を希望する者は、宛先を明記の上、 140円切手を貼った返信用封筒(定形外)を添えて、高知県 立高知高等技術学校に申し込むこと。
- (3) 受験手続等について不明な点は、高知県立高知高等技術 学校(電話番号088-847-6601)に問い合わせること。

# 人事委員会告示

#### 高知県人事委員会告示第4号

平成14年4月高知県人事委員会告示第1号(ロ頭による開示請求を行うことができる個人情報)の一部を次のように改正する。 令和2年7月10日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志 「定め、」を「定め、高知県人事委員会が取り扱う個人情報の 保護に関する規則(平成13年高知県人事委員会規則第25号)の規 定によりその例によることとされる知事が取り扱う個人情報の保 護に関する規則(平成13年高知県規則第144号)第10条第1項の 規定により告示し、」に改める。

表を次のように改める。

試験等の名称	ロ頭により開示請求を行うことができ る個人情報の項目		口頭により開示請 求を行う	口頭によ り開示請 求を行う	
		試験等の名称	開示する内容	ことがで	ことがで

就職氷河期世 | 次のとおり開示する。 | 最終合格 | 人事委員 代を対象とし 1 第1次試験のみ 発表の日 会事務局 た高知県職員 の受験者について から7日 採用試験 は、種目別得点、 以内の日 合計得点及び順位 を初日と 高知県職員社 2 第2次試験の受し、当該 験者(最終合格し 初日から 会人経験者採 用試験 た者を除く。) に 1月間を ついては、種目別 | 下回らな 高知県職員等 得点(第1次試験 い範囲内 採用上級試験 の得点を含で、競争 む。) 、総合得点 | 試験又は 高知県職員等 (第1次試験の得 選考考査 採用中級試験 点を含む。)及び の実施の 総合順位 都度人事 高知県職員等 3 第1次試験又は 委員会が 採用初級試験 第2次試験に得点 別に定め 及び順位以外の理 る期間 障害者を対象 由で合格しなかっ とした高知県 た受験者について 職員等採用選 は、合格しなかっ 考試験 た理由 その他人事委 員会が実施す る職員等又は 警察官の採用 に係る競争試 験又は選考考 杳 -----

### そ の 他

行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条第1項の規定に基づ く高知県知事の委任に係る令和2年度行政書士試験(以下「試験」という。)を次のとおり実施する。

令和2年7月10日

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長

多賀谷 一照

#### 1 試験日時

令和2年11月8日(日)午後1時から午後4時まで

#### 2 試験場所

高知市北端町100 高知中学高等学校

3 試験の科目及び方法

#### (1) 試験の科目

ア 行政書士の業務に関し必要な法令等(出題数46題) 憲法、行政法(行政法の一般的な法理論、行政手続法、 行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自 治法を中心とする。)、民法、商法及び基礎法学の中から それぞれ出題し、法令については、令和2年4月1日現在 施行されているものに関して出題する。

イ 行政書士の業務に関連する一般知識等(出題数14題) 政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護及び文章理 解

#### (2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験による。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」 は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知 識等」は択一式による。

なお、記述式は、40字程度で記述するものを出題する。

#### 4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

#### ア 受付期間

令和2年7月27日(月)から同年8月28日(金)まで

#### イ 受付場所

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、アの受付期間内に郵便局の窓口で必ず簡易書留郵便で郵送すること(令和2年8月28日付けの消印のあるものまで受け付ける。)。

#### ウ 提出書類

受験願書(顔写真及び受付郵便局の日付印のある振替払込受付証明書(お客さま用)の貼付があるもの)

#### 工 受験手数料

7,000円

受験手数料の納付方法については、試験案内を参照すること。

オ 受験願書及び試験案内の配布及び請求方法

#### (ア) 郵送配布

a 配布期間

令和2年7月27日から同年8月21日(金)まで

#### b 配布請求方法

住所、氏名及び郵便番号を記載した返信用封筒(角形2号のもの)に郵便切手140円分を貼付し、次の宛先に郵送で請求すること(令和2年8月21日までに必着すること。)。

名称 一般財団法人行政書士試験研究センター試験 課

住所 郵便番号252-0299 日本郵便株式会社相模

账

原郵便局留

- (イ) 窓口配布
  - a 配布期間

令和2年7月27日から同年8月28日まで。ただし、 日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。

- b 配布場所
- (a) 東京都千代田区一番町25 全国町村議員会館3 階 一般財団法人行政書士試験研究センター
- (b) 高知市旭町二丁目59-1 アサヒプラザ2階 高知県行政書士会
- (c) 高知市丸ノ内一丁目2-20 高知県庁本庁舎1 階 募集要項コーナー
- (d) 安芸市矢ノ丸一丁目 4-36 安芸総合庁舎内 高知県安芸福祉保健所
- (e) 香美市土佐山田町山田1128-1 高知県中央東 福祉保健所
- (f) 高岡郡佐川町甲1243-4 高知県中央西福祉保健所
- (g) 須崎市東古市町6-26 須崎第二総合庁舎内 高知県須崎福祉保健所
- (h) 四万十市中村山手通19 幡多総合庁舎内 高知 県幡多福祉保健所
- (2) インターネットによる受験申込み
  - ア 受付期間

令和2年7月27日午前9時から同年8月25日(火)午後 5時まで

なお、受付期間の最終日(令和2年8月25日)は、午後5時で受付が終了するため、これを過ぎると、接続中(入力中)であっても申込みができなくなること。また、受付期間の最終日(令和2年8月25日)は、混雑することが予想されるため、余裕をもって申し込むこと。

イ 受験申込画面への入力

一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ (https://gyosei-shiken.or.jp) からインターネット出 願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく 入力すること。

- ウ 受験手数料
  - 7,000円
- エ 受験手数料の払込方法
- (ア) 受験手数料の払込みは、クレジットカード(受験を申し込む者本人名義のものに限る。)による決済又はコンビニエンスストアでの支払となること。
- (イ) 利用することができるクレジットカードは、 VISA、Master、JCB、アメリカン・エキス

プレス又はDinersとなること。

- (ウ) 利用することができるコンビニエンスストアは、セブンーイレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア又はニューヤマザキデイリーストアとなること。
- (エ) 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しないこと。
- 5 特例措置の実施

身体の機能に著しい障害のある者は、障害の状況により必要な措置を講ずることがあるので、受験申込みの前に必ず7の問い合わせ先に相談すること。ただし、申出の時期、障害の内容等によっては希望に添えない場合がある。

- 6 合格発表の日時及び方法
- (1) 合格発表の日時

令和3年1月27日(水)午前9時

- (2) 合格発表の方法
- ア 合格者の受験番号を高知県庁本庁舎1階の掲示板及び一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に掲示するとともに、高知県公報及び一般財団法人行政書士試験 研究 セ ン タ ー の ホ ー ム ペ ー ジ (https://gyosei-shiken.or.jp) に登載する。
- イ 合格者の受験番号の掲示後、受験者全員に合否通知書を 郵送する。
- 7 試験に関する問い合わせ先

東京都千代田区一番町25 全国町村議員会館3階 一般財団法人行政書士試験研究センター 電話番号03-3263-7700 9